

令和7年度 非常災害時における対応について（保存版）

津山市立高野小学校

「非常災害時における休校等の対応」について、下記のとおりご連絡いたします。「警報の内容」や「発令時刻」をよくご確認していただき、適切に対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。

1 登校前（午前6時の時点・津山市）において、「**特別警報**」が発令されている場合、市内小・中学校は休校とする。

2 登校前（午前6時の時点・津山市）において、次の警報が発令されている場合、市内小・中学校は休校とする。

暴風警報 **大雨警報** **洪水警報** **大雪警報** **暴風雪警報**

1、2に関しては津山市教育委員会の指示により休校となります。よって、登校前（午前6時の時点・津山市）に上記の警報が1つでも発令されている場合は休校となります。

メールを使つての連絡は原則しません。テレビ等の情報で確認してください。

3 学校長が判断し対応する場合

地震、Jアラートの作動等、地域の非常災害の状況を考慮し、学校長が判断して対応します。その場合は、メールを使つて連絡します。

4 「保護者の判断で自宅待機」する場合

上記以外で保護者が危険な状態（地震・強風・大雨・洪水・大雪など）と判断された場合は、安全面に配慮して自宅待機させてください。休校とする場合などのその後の指示は、学校からメールを使つて連絡します。

5 その他の留意事項

○上記1・2の警報が、午前6時から登校前までに解除になっても、その日は休校です。

○上記1・2の警報が、登校時では出ていないが、授業途中で発令された場合は、**授業を短縮して一斉に下校**をすることがあります。その場合は、メールを使つて連絡します。

○津山東中学区の小中学校は、中学校区内の天候や災害状況によって、津山東中学区独自に臨時休校することもあります。その場合は、メールを使つて連絡します。

○非常災害時に各地区で危険箇所が発生しましたら、学校までご連絡ください。

○災害状況によっては、メール送信できない場合もありますことをご了承ください。